

受付番号
(税關記入欄)登録番号
(税關記入欄)

事前教示に関する照会書

税關様式 C 第 1000 号

平成 年 月 日	照 会 者 の 住所、氏名・印	輸入者符号
	代 理 人 の 住所、氏名・印	(担当者) (電話番号)
殿		

下記貨物の 内国消費税等の適用区分	関税率表適用上の所属区分 内国消費税等の適用区分及び税率	関税率 他法令	統計品目番号 について照会します	製造地 製造者
品名、銘柄 及び型番		単価		輸入予 定官署
照会貨物	到着 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・分析成績・その他()	
輸入契約の時期、輸入の予定期間、 数量及び金額並びに特別注文、投 資又は長期契約の予定の有無		照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)		
		類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)		

照会貨物の説明(製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等)

関税率表適用上の所属区分等に関する意見(有 無)

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3参照)	要・否	非公開理由			
非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
照会書の提出に税關から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「関税率表適用上の所属区分等に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなつた場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることになりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税關より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」にをつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税關より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税關より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

受付番号
(税関記入欄)登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

平成 年 月 日		照会者の 住所、氏名・印		輸入者符号	
殿		代理人の 住所、氏名・印		(担当者) (電話番号)	
下記貨物の WTO協定 経済連携協定() 特恵 その他() 税率適用に関する原産地について照会します。					
品名 銘柄 型番			製造地 製造者	輸入予定官署	
照会貨物	到着 未到着	参考資料(返却の要・否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()		
輸入契約の時期、輸入の予定時期、 数量及び金額並びに特別注文、投資又 は長期契約の予定の有無			照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)		
			類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)		
照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)					
原産地認定に関する意見(有 無)					
非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要・否	非公開理由			
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄	
1. 照会に係る貨物について		
具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ	
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ	
2. 照会について		
この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	
3. 補足説明又は追加資料の提出について		
照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ	
照会者又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は 所在地	

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることになりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」にをつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

公開日	以降	登録番号
-----	----	------

事前教示回答書 (変更通知書兼用) (原産地回答用) 税関様式C第1000号-3

別紙の事前教示に関する照会書(受付番号)による照会について、下記のとおり回答します。
 (平成 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり
 変更したので、通知します。)

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意して下さい。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付して下さい。

回答	
照会貨物の概要	
原産地認定理由	
平成 年 月 日	税関業務部 (印)

(注) 裏面の「注意事項」をよくお読み下さい。また、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税關にお問い合わせ下さい。 (規格 A4)

注 意 事 項

1. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）によって認定された原産地のうち、特恵原産地及び経済連携協定原産地については原産地として認定された場合でも、実際の輸入申告の際には、運送条件、原産地証明書記載条件等によっては特恵税率又は経済連携協定税率が適用できない場合もありますので注意して下さい。
2. この回答書（変更通知書）の原産地認定について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から2か月以内のみ可能です。
3. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。

その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの

輸入貨物の適正な原産地を認定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの又は関係国における製造、加工等と合致しない商品説明に基づくもの

条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの

法令及び通達の適用を誤ったもの

上記～以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回するべきもの（ただし、下記5.により朱書されたものを除きます。）

4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
5. 上記4.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

受理年月日		登録番号	
-------	--	------	--

受理印

事前教示に関する照会書（関税評価照会用）

受理印	照会者の住所、氏名・印（署名） (輸入者符号)		
	(電話番号)		
平成 年 月 日	代理人の住所、氏名・印（署名）		
	(電話番号)		
税関長殿			
<p>下記の輸入貨物の課税價格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」とおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。</p> <p>なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。</p> <p>また、照会者は、他の納税者に対しても関税評価に係る法令の解釈等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公開されること、公開に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。</p>			
輸入貨物 の品名	輸入通關 予定官署	輸入予定 時期	
照会の趣旨			
取引の概要及び 関税評価に関する 照会者の見解とそ の理由	別紙1のとおり		
非公開期間の要否 〔原則公開です。 下記注意事項5参照〕	要 · 否	非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)
非公開理由			
添付資料	事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類		

(注意事項)

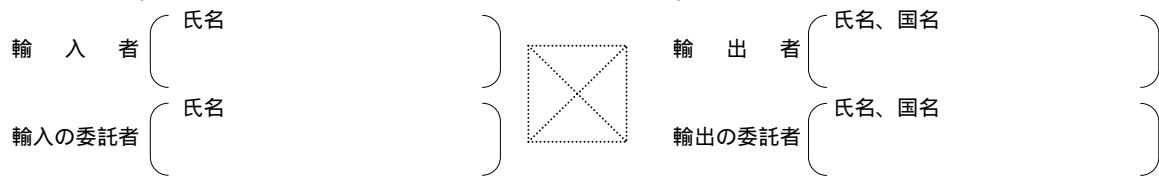
- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご留意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(関税評価回答用)は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、180日を超えない期間内での非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に「」をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や秘守義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

別紙1

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については 内に×印を付すこと。）



(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

--

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関税定率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
加 算 要 素 [同条第1項第1号から5号のもの（に含まれないものに限る）]	
控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの]	
合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関税定率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関税定率法第 条の に基づき次のように計算する。

--

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

--

記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付してください。

別紙2

「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）用」確認書

この確認書は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項目	確認欄
(1) 具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会である。	はい・いいえ
(2) 照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい・いいえ
(3) 関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい・いいえ
(4) 照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい・いいえ
(5) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい・いいえ
(6) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ

（注）この確認書のすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、照会の内容が次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、文書による回答ができないのでご留意願います（詳細につきましては、税關の窓口でご相談ください。）。

- ・ 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とする。
- ・ 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある。
- ・ 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められる。
- ・ 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある。
- ・ 関連する複数の取引の一部のみを照会している。
- ・ 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とする。
- ・ その他本手続による文書回答が適切でないと認められる。

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

事前教示照会に係る形式要件審査表

照会書の提出を受けた税関		税関部門	担当者	照会文書の提出があった当初の日	
照会者氏名				確認	補正状況
記載事項等	1	照会者の住所・氏名の記載がある		適・不適	
	2	押印漏れはない		適・不適	
	3	照会の趣旨が明確である		適・不適	
	4	取引等の事実関係が明確に記述されている		適・不適	
	5	照会者の法令解釈に関する意見及びその理由が明確に記述されている		適・不適	
	6	照会書に關税法基本通達7 19の2(3)イの必要な事項が記載されている		適・不適	
	7	審査に必要と思われる資料の提出がされている		適・不適	

受理年月日			確認	備考
要件事項	8	照会書別紙2(確認書)(1)~(6)に掲げる要件のすべてを満たす照会である	適・不適	
	9	關税法基本通達7 19の2(2)トの要件を満たす照会である	適・不適	
補足説明及び追加資料	要求年月日	要求方法・内容	連絡状況	担当

関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

				輸入者符号
平成 年 月 日	システムの別	海上 航空 共用	税關別 一括	
				東京 横浜 神戸 大阪 名古屋 門司 長崎 函館 沖縄地区
申請先	東京	前橋 東京航空貨物 東京外郵 大井 羽田 立川 成田航空貨物 柏崎 直江津	成田航空貨物 立川 酒田 山形 成田南部航空貨物 大黒埠頭 山下埠頭 本牧埠頭 川崎外郵 仙台塩釜 宇都宮 鶴見 相馬 福島空港 鹿島 日立 石巻 仙台空港 小名浜 川崎 東扇島 橫須賀 三崎 千葉 木更津 姉崎 岩山空港 片上 相生 気仙沼 六甲アイランド 摩耶埠頭 ポートアイランド 神戸外郵 姫路 東播磨 浜田 水島 宇野 岡山空港 片上 広島 尼崎 竹原 因島 尾道糸崎 小松島 坂出 高松 吳 宇和島 今治 新居浜 三島 高知 須崎 舟橋市川 大阪 桜島 南港 大手前 大阪外郵 伏木 富山 丸亀 舟橋 小松空港 敦賀 福井 京都 滋賀 舞鶴 金沢 関西空港 和歌山 下津 新宮 西部 清水 諫訪 沼津 中 稲永 豊橋 衣浦 蒲郡 興津 四日市 田子の浦 烧津 御前崎 豊橋 衣浦 中部空港 門司 田野浦 荏田 下関 宇部 岩国 德山 平生 戸畠 若松 博多 福岡外郵 福岡空港 伊万里 大分 佐伯 津久見 大分空港 細島 宮崎空港 唐津 長崎 長崎空港 三池 久留米 佐世保 八代 熊本 鹿児島 枕崎 川内 佐世保 志布志 水俣 三角 函館 千歳 旭川空港 小樽 石狩 室蘭 鋤路 札幌 十勝 留萌 苦小牧 雉内 根室 青森 網走 大船渡 釜石 秋田船川 秋田空港 那覇空港 与那国 平良 沖縄地区 那覇外郵 那覇自由貿易地域 石垣 沖縄 座 (税關長・税關支署長・出張所長・監視署長) 殿	
	(住所) (〒)			
	申請者	TEL		
	(氏名又は名称及び代表者名)	印		
	代理人	(住所) (〒)		
		TEL		
		(氏名又は名称及び代表者名)		
	印			
	関税法第9条の2第2項 消費税法第51条第2項 地方税法第72条の103第1項 の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。			
	納期限の延長を受けようとする特定月	平成 年 月 から 平成 年 月 までの各月	納期限の延長を受けようとする関税及び 消費税・地方消費税 の合計税額	円 ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場合には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額
	納期限の延長を受けようとする期間の末日	各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に規定する日に該当するときは休日等の翌日)		
	提供した担保	提供年月日 平成 年 月 日	担保の種類 <input type="checkbox"/> 保証人の保証 <input type="checkbox"/> その他の()	申請理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新() <input type="checkbox"/> 追加()
		担保の期間(債権発生期間) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	保証限度額	円
	関税等納期限延長(包括)通知書			
	第 号 平成 年 月 日			
	関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。			
	印			

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
 2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税關官署である場合には税關別一括欄の全ての税關に、申請先が各税關の全ての官署である場合には税關別一括欄の該当税關にレ印をして下さい。
 3. 欄は記入しないで下さい。

税関様式 C 第 1095 号

受理番号

平成 年 月 日

振替株式等担保（提供・解除）申出書

殿

申出者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）
(署名)

印

下記の振替株式等について、（関税等の担保として提供したい・担保を解除したい）ので
申し出ます。

記

銘柄名	株数	名義人	備考
	株		
	株		
	株		
担当者連絡先			
担当部署：			
担当者名：			
電話番号：			
FAX番号：			
E-MAIL：			
参考事項			

（注1）参考事項欄には、担保提供の目的及び担保金額を記載して下さい。また、担保として提供する振替株式等に係る振替口座簿の口座管理機関となっている金融機関（「 証券株式会社 支店」等）を記載して下さい。

（注2）この申出書は、2通提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C 第3335号

博覧会等の指定に関する承認申請書

平成 年 月 日

税関長殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

(署名)

関税法施行規則第5条第2号又は第4号及び関税定率法施行規則第2条の2第2号又は第4号の規定により、博覧会等の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

開催者の住所及び名称	
博覧会等の名称	
博覧会等の目的	
博覧会等の内容	
開催の場所及び期間	
後援する者の名称	
免税を受けようとする 物品及び輸入予定地	
その他参考事項	

(注) 1. 申請者欄には、博覧会等の開催者の住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

2. 不要の文字は抹消して下さい。
3. この申請書は2通提出して下さい。

(規格A4)

税関様式C 第5080号

郵便はがき

郵出

号

輸出郵便物の通関手続について

品名		
個数		
価格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

通信事務郵便
簡易書留

殿

平成 年 月 日

税關 外郵出張所
(出張所所在地)
(電話番号)

郵便事業株式会社 支店

郵出

号

輸出郵便物の通關手續について(控)

品名		
個数		
価格		
郵便物の種類	航空・SAL・船便	小包・通常・EMS
郵便物の番号		
保管番号		
受取人の氏名		

殿

平成 年 月 日

あなたが外国あてに差し出された表記の郵便物については、税関手続が必要です。手続には下記の書類が必要ですので、この通知書とともに郵送して下さい（持参されても結構です。）。

手続に必要な書類

仕入書（輸出インボイス）

輸出貿易管理令に基づく許可・承認証

その他（ ）

税関に提出した書類の返送を求める場合は、住所を書いて切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

（郵送先）



（出張所所在地）

郵便事業株式会社 支店 階
税關 外郵出張所 行

- （注）1. 不明の点がございましたら当税關（電話 ）までご連絡下さい。
2. すでに税關に必要書類を提出済の場合は、はがきの表左上方の「郵出 番号」をお知らせ下さい。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1月以内に税關手続を行わない場合には、この郵便物はあなたに返送されますから、あらかじめご承知下さい。

通信事務郵便

郵便はがき

簡易書留

通知番号
Notice No.

--	--	--

--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日		名宛人
差出人の氏名	殿	
国名	個数	住 所
郵便物の番号		
品 名		
通 貨	税 関 外 郵 出 張 所 (出張所所在地)	
価 格	(電話番号)	
郵便物の種類	郵 便 事 業 株 式 会 社 支 店	

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続を行ってください。

税関への回答は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用して下さい。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。

直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。

ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。

不明な点があれば、上記税關に問い合わせて下さい。受付時間は、（各出張所の実情による）です。

なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キ リ ト リ 線

通知番号

連 絡 事 項

--

保留カード

通知番号

差 出 人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名 宛 人	
保 留 開 始	
出 庫	
備 考	

ご注意

1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、(各出張所の実情による)です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税關以外の手續等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手續が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で郵便事業株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領收証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超える場合には、郵便事業株式会社配達支店又は郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので郵便事業会社配達支店からの案内に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には郵便事業株式会社配達支店での保管となりますので、同支店からの案内により同支店に納税を委託するか、又は日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店(日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。))にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領收証書をお受け取り下さい。

外郵出張所地図



受付印

切手を貼って
下さい。

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

(出張所所在地)

郵便事業株式会社 支店 階

税関 外郵出張所 行

--	--	--

--	--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

受取人記載欄

税関様式 C 第 5250 号

本 船 扱 い
ふ 中 扱 い
搬入前申告扱い

承 認 申 請 書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名(名称及び代表権者の氏名)
(署名)
輸出者 の名称
輸入者
積戻し者

下記の貨物について関税法第67条の2第1項ただし書(関税法第75条の規定により準用する場合を含む。)の規定により承認を受けたいので申請します。

記

区 分	本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い		
記号及び番号	品 名	個 数	数 量
積載船(機)名 又ははしけ名		入 港 年 月 日	平 成 年 月 日
係 留 場 所		船荷証券番号	
積付けの状況			
承認を受けよう と す る 理 由			
備 考			

- (注) 1. この申請書は2通提出し、区分欄の記載は該当事項以外の文字を抹消して下さい。
 2. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人については、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

評価(包括)申告書記載事項の一部変更届

平成 年 月 日

税関長殿

輸入者住所氏名印
(署名)代理人住所氏名印
(署名)

包括申告受理番号	評価申告年月日

上記の評価(包括)申告書に記載事項の一部について下記のように変更の届出をします。

記

1. 変更箇所及び変更後の記載

2. 変更の理由

(注) 輸入者住所氏名印及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

受理印	税関記入欄

(規格 A 4)

認定手続開始通知書(輸出者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が10個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式C第5610号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないものである場合
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行なうことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書(差出人用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長)

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、		
3. 名あて人(住所) (氏名)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日		
5. 疑義貨物	品 名	数 量	
6. 権利者氏名又は 名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 輸出差止申立て	有	無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。)[注:裏面参照]

2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が10個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行なうことができます。

3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聞くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第5612号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないものである場合
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長) 印

輸出申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が10個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。

3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により禁止されています。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

取扱注意

関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号
該当物品引継書

平成 年月日
物品引継 第 号
(物品引継書番号)

会計課長 殿

印

下記物品を引継ぎます。

記

品名	数量	内容
処理の内容	任意放棄	没収(平成 年月日)
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分のあった日(没収通知書の日付の日)を「処理の内容」欄に記入する。
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長) 印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	平成 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注: 裏面参照]

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が10個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(税関様式C第5810号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行なうことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手續を経たうえで行なうことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
(開始通知書番号)
殿

（税關官署の長） 印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う場合には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税關により没収・廃棄されることがあります。

記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	平成 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		

（注）1. 上記期限までに、輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合には、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。

2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]

3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記の点検ができる期限にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : （税關官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

(税関様式C第5811号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

認定手続開始通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1 . 郵便物番号		
2 . 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3 . 差出人(住所) (氏名)		
4 . 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5 . 疑義貨物	品 名	数 量
6 . 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7 . 知的財産の内容		
8 . 認定手続を執る理由		
9 . 輸入差止申立て	有	無
10 . 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1 . 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]

2 . 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が10個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3 . 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聞くことを求めることができます。

4 . 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。

5 . 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式C第5812号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
(開始通知書番号)
殿

（税關官署の長）

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う場合には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税關により没収・廃棄されることがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人（住所） (氏名)		
4. 税關検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		

- （注）1. 上記期限までに輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注：裏面参照]
3. 争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記の点検ができる期限にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税關職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税關官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式C第5813号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長) 印

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が10個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。
3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第7項の規定により禁止されています。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
(開始通知書番号)
殿

（税關官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税關検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記		
	品 名	数 量
1 . 疑義貨物		
2 . 輸入者等の氏名又は 名称及び住所		
3 . 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所		
4 . 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5 . 知的財産の内容		
6 . 認定手続を執る理由		

- （注）1 . 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨を記載した書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立て書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
- 2 . 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
- 3 . 輸入者等が争う旨の申出ができる期限及び貴殿が証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
- 4 . 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第7項の規定により禁止されています。
- 5 . 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税關官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

（規格 A4）

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の申出がありました。については、下記期限までに本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 上記の期限までは貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、当該貨物の数量が10個以下の場合には、当該貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先に御照会ください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

（規格A4）

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までに、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 上記の期限までは貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、当該貨物の数量が 10 個以下の場合には、当該貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先に御照会ください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

（規格 A4）

取扱注意

関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号
該当物品引継書

平成 年月日
物品引継 第 号
(物品引継書番号)

会計課長 殿

印

下記物品を引継ぎます。

記

品名	数量	内容
処理の内容	任意放棄	没収(平成 年月日)
蔵置場所の連絡先		
備考		

- (注) 1. 引継物品が没収品である場合には、没収処分のあった日(没収通知書の日付の日)を「処理の内容」欄に記入する。
2. 引継物品が保税地域等税関官署以外に蔵置されている場合には、その連絡先を「蔵置場所の連絡先」欄に記入する。
3. 会計課等において処理する際の参考となる事項がある場合には、「備考」欄に記入する。